

○国立大学法人埼玉大学情報企画室規則

〔平成26年10月23日〕
規則第18号

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に情報企画室を置く。

(目的)

第2条 情報企画室は、本学における情報戦略及びインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）を円滑に推進するための企画、立案、総括及び連絡調整等を行い、大学運営に関する計画策定及び意思決定等を支援するために情報提供を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 情報企画室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報戦略及びIRに関する情報の収集並びに調査に関すること。
- (2) 情報戦略及びIRに関する企画並びに立案に関すること。
- (3) 情報戦略及びIRに関する総括並びに連絡調整に関すること。
- (4) その他情報戦略及びIRに関すること。

(組織)

第4条 情報企画室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する教員
- (3) 学長が指名する事務職員
- (4) その他学長が必要と認めた者

(室長)

第5条 情報企画室に室長を置き、前条第1号の理事又は副学長をもって充てる。

2 室長は、情報企画室の業務を統括する。

(事務)

第6条 情報企画室の事務は、研究協力部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。